

# 定期報告書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

提出日を記入

住所 **岩見沢市8条西5丁目1-3**

（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

ホルスタインの搾乳牛23頭、  
黒毛和種繁殖牛1頭、愛玩用  
としてポニー2頭、自家用の採  
卵鶏10羽を飼養している農場  
の例

氏名 **(株)空知総合振興牧場  
代表取締役 空知花子**

電話番号 **0126-00-0000**

FAX **0126-00-0000**

印

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規 合は省略可能 ます。

法人を除き、自署の場  
合は省略可能  
法人の場合は代表者印

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	<b>(株)空知総合振興牧場 代表取締役 空知花子</b>
家畜の所有者の住所	郵便番号 <b>068-0028</b> <b>岩見沢市8条西5丁目1-3</b>
管理者の氏名又は名称	<b>空知一郎</b>
管理 に管理者がいる場 合は記入	郵便番号 <b>079-0180</b> <b>岩見沢市岡山町12番37号</b>
農場の名称	<b>空知家畜牧場</b>
農場の所在地	郵便番号 <b>079-0180</b> <b>岩見沢市岡山町12番37号</b>

裏面に続きます

農場名： 空知家畜牧場

家畜の種類及び頭羽数  2月1日時点の飼養頭数を記入する	乳用雌牛			乳用種雄牛
	成牛 24月以上	育成牛 4月以上 24月未満	子牛 10日以上 4月未満	
	15頭	7頭	1頭	頭
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
	成牛 (肥育後期の牛) 24月以上	肥育前期の牛 9月以上 24月未満	育成牛 4月以上 9月未満	子牛 4月未満
	頭	頭	頭	頭
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛 (肥育後期の牛) 17月以上	肥育前期の牛 7月以上 17月未満	育成牛 4月以上 7月未満	子牛 4月未満
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛（肉専用種）			
	成牛 24月以上	育成牛 4月以上 24月未満	子牛 10日以上 4月未満	種雄牛
	1頭	頭	頭	頭
	繁殖豚			
	種雄豚	成豚 12月以上	育成豚 3月以上 12月未満	子豚 離乳した豚で 3月未満
	頭	頭	頭	頭
	肥育豚 (子豚を除く。)	採卵鶏		肉用鶏
		成鶏 150日以上	育成鶏 150日未満	
	頭	10羽	羽	羽
	馬			水牛
	重種	軽種	その他	
頭	頭	2頭	頭	
めん羊		山羊		
繁殖	哺育・育成	繁殖	哺育・育成	
頭	頭	頭	頭	
しか	いのしし	あひる (あいがも)	きじ	
頭	頭	羽	羽	
だちょう	七面鳥	ほろほろ鳥	うずら	
羽	羽	羽	羽	
畜舎等の数	畜舎	3	心卵舎	

馬の種類別  
 ●重種：  
 日本鞍系種、ペルシュロン種、ブルトン種等 鞍系馬  
 ●軽種：  
 サラブレッド、アラブ等 軽種馬  
 ●その他  
 クォーターホース種、アパルーサ種等乗系馬  
 北海道和種等 在来馬  
 シェットランド・ポニー種等小格馬

- 注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行つたことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行つた日の前日時点のものとする。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

## 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

農場名： 空知家畜牧場

※記載方法：遵守している項目の□ にチェック印を付けること  
該当しない項目には、「-」を付けること。

記入例 2 ページ目で牛  
を 2 頭以上飼養してい  
るので、該当項目に  
チェックをする

## (1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の飼養

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。		✓
2. 衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）の設定		
衛生管理区域を設定している。		✓
衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。		✓
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。		✓
衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。		✓
衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。		✓
他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。		✓
過去 1 週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。		✓
他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。		✓
過去 4 月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。		✓
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。		✓
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。		✓
家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。		✓
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。		✓
家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、1 頭ごとに交換又は消毒をしている。		✓
畜房又はハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。		✓
家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。		✓

6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
家畜に特定症状(※)を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	✓
家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	✓
家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	✓
毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	✓
他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	✓
他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	✓
家畜を出荷し、又は移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	✓
家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	✓
7. 埋却等の準備	
埋却地を確保している。	✓
焼却又は化製のための準備措置を講じている。	✓
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	✓
家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	✓
家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	✓
家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	✓
9. 大規模所有者に関する追加措置(大規模所有者のみ記入)	
農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

<p>※ 特定症状(対象とする家畜伝染病：口蹄疫)</p> <p>①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること)。</p> <p>②同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p> <p>③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。</p> <p>ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>
---

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

農場名： **空知家畜牧場**

※記載方法：遵守している項目の  にチェック印を付する。  
該当しない項目には、「-」を付けること。

記入例2ページ目で  
豚、いのししの飼養は  
ないので、記入不要

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	
衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	<input type="checkbox"/>
他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	<input type="checkbox"/>
過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	
畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	
施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
家畜に特定症状(※)を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/>
家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	<input type="checkbox"/>
家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却等の準備	
埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	
農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘰癧（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

農場名： **空知家畜牧場**

※記載方法：遵守している項目の  にチェック印を付けること。  
該当しない項目には、「-」を付けること。

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予		記入例 2 ページ目で 成鶏10羽となっており、 100羽未満の小規模羽数に 該当するので、記入不要	情報を把握
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input checked="" type="checkbox"/>		
2. 衛生管理区域の設定			
衛生管理区域を設定している。			<input checked="" type="checkbox"/>
衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止			
門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。			<input checked="" type="checkbox"/>
他の畜産施設に立ち上った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。			<input checked="" type="checkbox"/>
過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。			<input checked="" type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止			
家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。			<input checked="" type="checkbox"/>
野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。			<input checked="" type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保			
家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。			<input checked="" type="checkbox"/>
家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。			<input checked="" type="checkbox"/>
家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。			<input checked="" type="checkbox"/>

6. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	
家きんに特定症状(※)を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/>
家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	<input type="checkbox"/>
家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異状がないことを確認するまでの間は、他の家きんと接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却等の準備	
埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模所有者に関する追加措置(大規模所有者のみ記入)	
農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規程したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状(対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの場合)

- ①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って21日間)における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

農場名： **空知家畜牧場**

※記載方法：遵守している項目の  にチェック印を付し、  
該当しない項目には、「-」を付ける。

記入例 2 ページ目で馬 2 頭  
となっており、2 頭以上飼  
養しているため、該当項目  
にチェックをする

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の把握）	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	✓
2. 衛生管理区域の設定	
衛生管理区域を設定している。	✓
衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	✓
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	✓
衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	✓
厩舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	✓
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	
厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	✓
飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	✓
馬の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	✓
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	
厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	✓
馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	✓
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	✓
毎日、飼養する馬の健康観察をしている。	✓
他の農場等から馬を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する馬の健康状態の確認等をしている。	✓
他の農場から馬を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の馬と接触させないようにしている。	✓
馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に健康状態を確認している。	✓
家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	✓

7. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input checked="" type="checkbox"/>
馬の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input checked="" type="checkbox"/>
8. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	
農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、馬の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

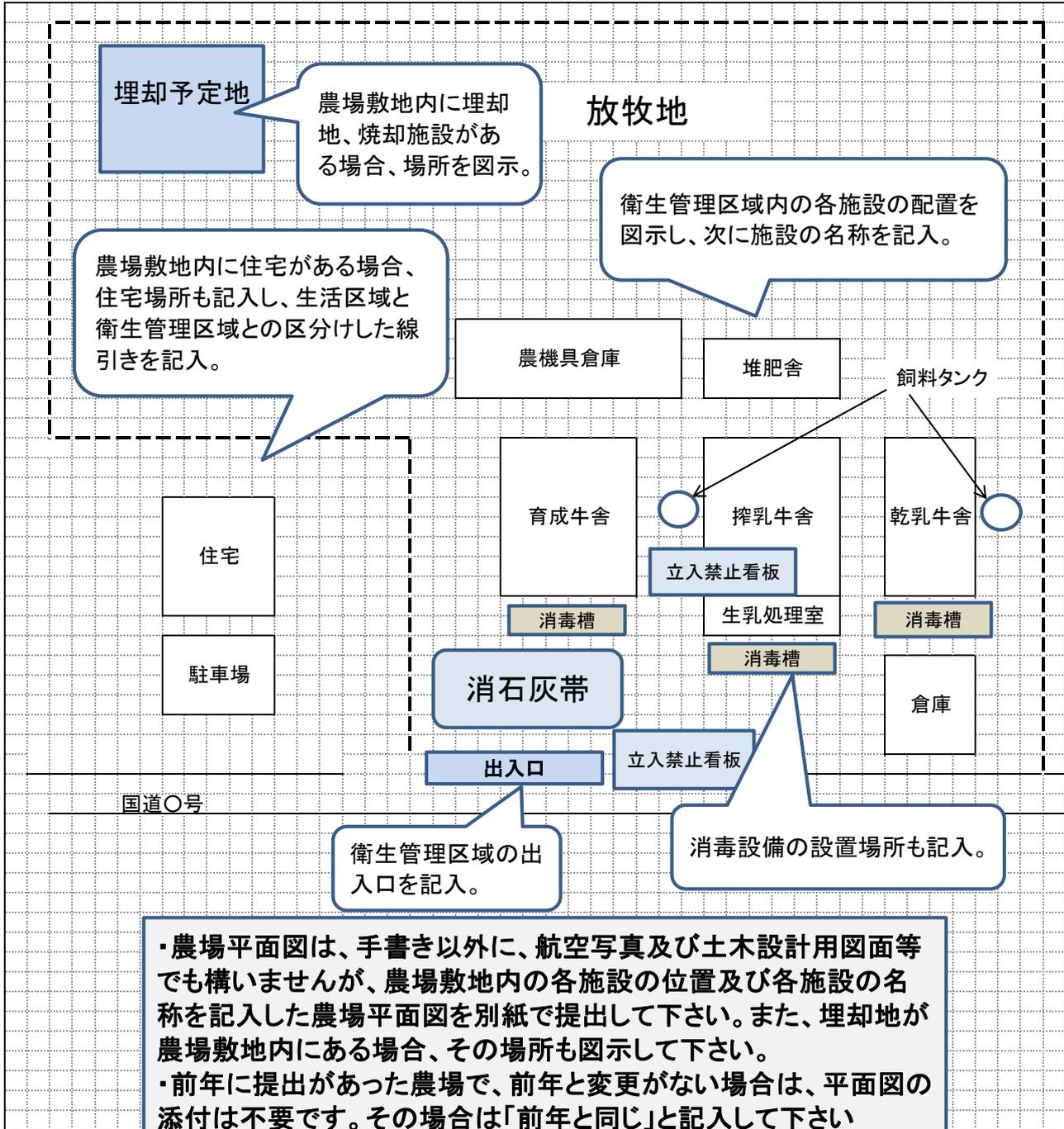
※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

# 定期報告書に添付する書類（記入例）

## 1 農場の平面図

農場名がない場合、家畜の所有者を記入。

農場の名称 北海道 太郎  
 農場の所在地 ○○市○○町××番地



### 記載事項

- ①衛生管理区域内の各施設の配置場所、名称（畜舎、立入禁止看板、飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室、たい肥化施設、農機具庫、パドック等）及び出入口と近辺の見取り図を記載。
  - ②農場敷地内に住居等の生活区域が存在する場合、生活区域と衛生管理区域を分けした線引き。
  - ③消毒設備の設置場所（衛生管理区域、畜舎（ふ卵舎）の出入口に設置した消毒設備）。
  - ④農場敷地内に埋却用地がある場合、その場所も記入。
- ※別紙での提出の場合、欄内に「別添」と記載。様式は自由ですが、上記の①～④までの事項については図面に記載。

**2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容**

○措置の内容について口にしを記入、複数回答可

◆衛生管理区域に立ち入らせない方法

- 柵・杭    プランター    ロープ    テープ    ライン    カラーコーン  
 その他 ( \_\_\_\_\_ ) その他は、記載項目以外について記入。

◆衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触させない方法

- 畜舎出入口に看板の設置    畜舎の施錠    監視カメラ  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

**3 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類**

○消毒設備について口にしを記入、複数回答可

◆衛生管理区域の出入口の車両消毒

- 消石灰帯    消毒薬噴霧器    車両用消毒槽    車両用消毒ゲート    消毒マット  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

◆畜舎等の出入口の人の消毒

- 踏込消毒槽    消毒薬噴霧器    消毒マット    手指消毒スプレー  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

豚については、種豚、母豚、育成豚、肥育豚の飼養密度を記入。肉用鶏については、1坪あたりの羽数を記入

**4 畜舎ごとの家畜の飼養密度**

○各畜舎の家畜の種類ごとに1頭(羽)あたりの面積を記入。肉用鶏については、1坪あたりの羽数を記入。

畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)あたりの面積 又は1坪あたりの羽数	畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)あたりの面積 又は1坪あたりの羽数
搾乳牛舎	〇〇㎡/頭(羽)	種豚	〇〇㎡/頭(羽)
乾乳牛舎	〇〇㎡/頭(羽)	母豚	〇〇㎡/頭(羽)
育成牛舎	〇〇㎡/頭(羽)	育成豚	〇〇㎡/頭(羽)
		肥育豚	〇〇㎡/頭(羽)
		採卵鶏	〇〇㎡/頭(羽)
		肉用鶏	〇〇羽/坪

畜舎ごとに、家畜の1頭あたりの面積を記入。

畜舎ごとの家畜の飼養密度は「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする。

○区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する。

○同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する。

## 5 埋却の用に供する土地の確保の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

埋却地を確保 焼却・化製処理を検討（6に進む） 確保していない（7に進む）

 (①に進む)

① 埋却用地の所在地 〇〇市〇〇町×番地

② 埋却用地の面積 〇〇〇 m<sup>2</sup>

農場内に埋却地がある場合は、「農場内」と記入し、農場平面図にも記入。  
農場から離れている場合、距離数を記入。

③ 農場から埋却地までの距離 \_\_\_\_\_

④ 埋却用地の利用状況 放牧地 採草地 畑 その他（ \_\_\_\_\_ ）

⑤ 埋却地の所有者 本人（⑧に進む） 本人以外（⑥に進む）

⑥ 土地所有者氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 土地所有者が本人以外は記入。

契約内容については、「貸借契約を成立」、「契約書は交わしていないが承諾を得ている」等の概要を記入。

⑦ 土地利用に関する契約 有（契約内容： \_\_\_\_\_）

無

⑧ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 有 無

⑨ ⑧の説明に対する当該関係者の承諾の有無 有 無

埋却するにあたり、⑧及び⑨以外の対応を記入。

⑩ その他埋却の的確かつ迅速な実施のための参考となるべき事項（近隣住民（町内会）以外の住民にも説明 \_\_\_\_\_）

## 6 焼却又は化製のための準備措置（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

① 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

・名称 〇〇化製処理場

・所在地 〇〇市〇〇町×番地

埋却以外に焼却又は化製を検討している場合は、記入。

② 農場から焼却施設又は化製場までの距離 〇〇km

③ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明の有無

有 無 その他（平常時、鶏の死体等は自社内で処理しているため不要）

④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無 有 無 その他（③と同様 \_\_\_\_\_）

## 7 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

土地を探している 購入手続き中 市役所又は役場等に相談

地権者と交渉中 その他（ \_\_\_\_\_ ）

埋却地等を確保していない場合は、記入。

## 以下については、大規模所有者のみ対象

### 8 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称

- ① 担当獣医師氏名 北海道 太郎 ①もしくは②のどちらかを記入。  
担当獣医師所属 北海道大動物コンサルタント 連絡先 ××-×××
- ② 担当診療施設名 北海道〇〇診療所 連絡先 ××-×××

※管理獣医師がいる場合については、①の担当獣医師氏名及び担当獣医師所属を記入。家畜診療所に家畜の診療を依頼している場合は、②の診療施設名を記入。

### 9 大規模所有者にあつては、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し（馬のみの所有者は記入不要）

「従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へに通報することを規定した書面」の写しを報告書に添付。

「従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へに通報することを規定した書面」の例

